

新旧対照表

新	旧
<p>高知県企業立地促進要綱</p> <p>【省略】第1条 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「県内企業」とは、登記簿に記載された本店の所在地が県内である企業のうち、次号イに該当しないものをいう。</p> <p>(2) 「県外企業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 登記簿に記載された本店の所在地が県外である企業</p> <p>イ アの子会社又は関連会社（財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の規定による子会社及び関連会社をいう。）である県内企業</p> <p>ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合のうち、アが出資総額の25%以上を拠出しているもの</p> <p>(3) 「新增設」とは、次に定めるものをいう。</p> <p>ア 新設 県内に既存の工場等（企業が事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）を有しない企業が、取得等を行った県内の指定用地等（指定用地及び指定外用地をいう。以下同じ。）へ工場等を設置する場合をいう。</p> <p>イ 敷地内純増設 企業が第5条の規定に基づく指定の日（以下「企業指定日」という。）よりも前から取得等をしている土地（親会社、子会社、関連会社等が取得等している土地を含む。）に工場等を設置する場合（製造業について、既存の建物を利用して新たな工場等を設置する場合を含む。）をいう。</p> <p>ウ 敷地外純増設 (ア) 県内に既存の工場等を有する企業が新たに取得等を行った県内の指定用地等へ工場等を設置する場合でエに該当しないものをいう。 (イ) 企業が企業指定日より前から取得等をしている土地に工場等を設置することに伴い、新たに取得等を行う県内の指定用地等へ必要となる施設を設置する場合をいう。</p> <p>エ 移転増設 県内に既存の工場等を有する企業が、取得等を行った指定用地等へ当該工場等を移転させる場合のうち、移転前後における土地等の面積又は建物の延べ床面積（「建物の延べ床面積」は、登記簿に記載された床面積（当該建物が登記されていない場合は、固定資産税の課税の基礎となった床面積）とする。ただし、本県以外にも工場等を有する場合、本社機能の用に供する建物の床面積は除く。）が増加する場合をいう。</p> <p>(4) 製造業に係る「工場等」とは、「事業の用に供する施設」のうち、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第2条に規定する生産施設をいう。</p> <p>(5) 「共同研究」とは、高知工科大学、高知大学若しくは高知工業高等専門学校等の県内教育機関又は高知県工業技術センター若しくは公益財団法人高知県産業振興センター等の公的な試験研究機関と契約を締結して行う共同研究をいう。</p>	<p>高知県企業立地促進要綱</p> <p>【省略】第1条</p>

新	旧
<p>(指定用地)</p> <p>第3条 この要綱により、企業立地を促進する対象の土地（以下「指定用地」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第1種指定用地 県又は国等（国及び国が出資し、又は出えんした額が出資又は出えん総額の50パーセントを超える法人をいう。以下同じ。）が企業を誘致する目的で開発したものと及び県と市町村とが企業を誘致する目的で共同開発したものをいう。</p> <p>(2) 第2種指定用地 市町村等（市町村及び市町村が出資し、又は出えんした額が出資又は出えん総額の50パーセントを超える法人をいう。以下同じ。）又は企業が、工場等（企業が事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）の用地として開発する一団の土地のうち、知事が指定するものをいう。</p> <p>(3) 第3種指定用地 市町村等が工場等の用地として開発した一団の土地、高度化融資資金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）及び高知県中小企業高度化資金貸付規則（平成3年高知県規則第48号）に基づくものをいう。）によって工場等の用地として開発された一団の土地又は農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）により開発された工業団地のうち、知事が指定するものをいう。</p> <p>2 指定用地の名称又は指定要件は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(指定外用地)</p> <p>第4条 この要綱により、指定用地以外の土地（以下「指定外用地」という。）は、次に掲げるいずれかの土地とする。</p> <p>(1) 知事が別に定めるサテライトオフィス等の業務を行おうとするオフィス及びサテライトオフィス等に賃貸する事業を行おうとする土地</p> <p>(2) 県又は市町村が誘致した企業が現に立地している土地</p> <p>(3) 市町村の長又は知事との間において立地についての事前協定（当該市町村又は県の役割が明記されたものに限る。）を締結した企業が取得等（取得又は借上げをいう。以下同じ。）を行おうとする土地</p> <p>(4) 周辺の操業環境並びに工業用水及び進入路等のインフラ環境に現状支障がなく、かつ、工場の新増設によって支障が生じるおそれがないと認められる土地</p> <p>(指定用地における企業の指定)</p> <p>第5条 知事は、別表第2に定める指定要件に該当する企業のうち、指定用地内において工場等の新増設を行おうとする企業を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づく指定の対象となる企業は、指定用地の取得又は借上げ（以下「取得等」という。）を伴う場合は当該用地の取得等に係る契約を締結しようとする日から、それ以外の場合は建物建設工事に着手しようとする日から、それぞれ原則として3年以内に操業を開始しようとする企業とする。</p> <p>(指定外用地における企業の指定)</p> <p>第6条 知事は、別表第3に掲げる業種区分に該当する企業のうち、指定外用地において、工場等の新増設を行おうとする企業（サテライトオフィス等の事業所の用に供する建物を新たに取得し、サテライトオフィス等に賃貸する事業を行おうとする者（以下「誘致支援企業」という。）を含む。）を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定の対象となる企業（誘致支援企業を除く。）については、前条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 誘致支援企業に対する企業指定の効力は、前条第2項の規定にかかわらず、原則として、当該建物取得の日から1年間とする。</p>	<p>(指定用地)</p> <p>第2条 この要綱により、企業立地を促進する対象の土地（以下「指定用地」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第1種指定用地 県又は国等（国及び国が出資し、又は出えんした額が出資又は出えん総額の50パーセントを超える法人をいう。以下同じ。）が企業を誘致する目的で開発したものと及び県と市町村とが企業を誘致する目的で共同開発したものをいう。</p> <p>(2) 第2種指定用地 市町村等（市町村及び市町村が出資し、又は出えんした額が出資又は出えん総額の50パーセントを超える法人をいう。以下同じ。）又は企業が、工場等（企業が事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）の用地として開発する一団の土地のうち、知事が指定するものをいう。</p> <p>(3) 第3種指定用地 市町村等が工場等の用地として開発した一団の土地、高度化融資資金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）及び高知県中小企業高度化資金貸付規則（平成3年高知県規則第48号）に基づくものをいう。）によって工場等の用地として開発された一団の土地又は農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）により開発された工業団地のうち、知事が指定するものをいう。</p> <p>2 指定用地の名称又は指定要件は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(指定用地における企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、別表第2に定める指定要件に該当する企業のうち、指定用地内において工場等の新設又は増設（以下「新増設」という。）を行おうとする企業を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定の対象となる企業は、指定用地の取得又は借上げ（以下「取得等」という。）を伴う場合は、当該用地の取得等に係る契約を締結しようとする日から、それ以外の場合は建物建設工事に着手しようとする日から、原則として3年以内に操業を開始しようとする企業とする。</p> <p>(指定外用地における企業の指定)</p> <p>第4条 知事は、別表第2附表に掲げる業種区分に該当する企業のうち、指定外用地において、工場等の新増設を行おうとする企業（サテライトオフィス等の事業所の用に供する建物を新たに取得し、サテライトオフィス等に賃貸する事業を行おうとする者（以下「誘致支援企業」という。）を含む。）を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定の対象となる企業（誘致支援企業を除く。）については、前条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 誘致支援企業に対する企業指定の効力は、前条第2項の規定にかかわらず、原則として、当該建物取得の日から1年間とする。</p>

新	旧
<p>(共同事業の取扱いについて)</p> <p>第7条 企業が自らの子会社又は関連会社と共同で実施する事業については、全体を一の事業として扱うものとする。</p> <p>2 前項の規定による企業の指定の手続きについては、共同で事業を実施する全ての企業が連名で行うものとする。</p> <p>(助成措置)</p> <p>第8条 知事は、指定用地の立地条件の向上を図る事業を実施する市町村に対し、別に定めるところにより、補助金を交付することができる。</p> <p>2 知事は、第5条第1項又は第6条第1項の規定により指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に対して、別に定めるところにより補助金を交付し、又は中核企業支援融資の認定を行うことができる。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第9条 指定企業は、当該指定を受けた日から前条の規定による助成措置に係る知事の決定又は認定を受けるまでの間において、合併、譲渡その他の事由により当該指定企業の地位を他の者に承継させた場合は、その事実を知事に届け出なければならない。</p> <p>(用地指定の取消し)</p> <p>第10条 知事は、第3条第1項第2号に規定する第2種指定用地又は同項第3号に規定する第3種指定用地が指定用地の要件を欠いたと判断したときには、その指定を取り消すものとする。</p> <p>2 知事は、指定企業が虚偽その他不正な手段により指定を受けたと判断したとき又は指定の要件を欠いたと判断したときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第11条 知事は、この要綱に基づき作成された文書に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求を受けた場合は、同条例第6条第1項に規定する非開示項目を除き、原則として開示するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>【省略】</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和8年1月9日から施行する。</p>	<p>(助成措置)</p> <p>第5条 知事は、指定用地の立地条件の向上を図る事業を実施する市町村に対し、別に定めるところにより、補助金を交付することができる。</p> <p>2 知事は、第3条第1項又は前条第1項の規定により指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に対して、別に定めるところにより補助金を交付又は中核企業支援融資の認定を行うことができる。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第6条 指定企業は、当該指定を受けた日から前条の規定による助成措置に係る知事の決定又は認定を受けるまでの間において、合併、譲渡その他の事由により当該指定企業の地位を他の者に承継させた場合は、その事実を知事に届け出なければならない。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第7条 知事は、第2条第1項第2号に規定する第2種指定用地及び同項第3号に規定する第3種指定用地が指定用地の要件を欠いたと判断したときには、その指定を取り消すものとする。</p> <p>2 知事は、指定企業が虚偽その他不正な手段により指定を受けたと判断したとき又は指定の要件を欠いたと判断したときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第8条 知事は、この要綱に基づき作成された文書に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求を受けた場合は、同条例第6条第1項に規定する非開示項目を除き、原則として開示するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>

新

旧

別表第1（第3条関係）

指定用地の区分	指定用地の名称又は指定要件
第1種指定用地	(1) 高知テクノパーク (2) 南国オフィスパーク (3) 高知西南中核工業団地 (4) 高知みなみ流通団地 (5) なんごく流通団地 (6) 高知新港企業用地 (7) 高知新港高台用地 (8) 宿毛湾港工業流通団地 (9) 高知岡豊工業団地 (10) 香南工業団地 (11) 川谷刈谷工場用地 (12) 高知中央産業団地 (13) 南国日章産業団地
第2種指定用地	次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (1) 企業が立地するための諸条件が整っており、当該用地の開発が県内産業の発展に寄与するもの (2) 既存の指定用地を拡張する場合で、当該用地において既に操業している企業が工場の用に供するために開発するもの (3) 企業が開発主体となるもののうち、知事及び当該用地が所在する市町村長との間において、あらかじめ当該開発の内容に関する協定を締結したもの
第3種指定用地	次に掲げる要件の全てに該当するもの (1) 既存用地のうち、企業立地を促進することが県内産業の発展に寄与すると認められるもの (2) 当該用地及び当該用地に存する減価償却資産に係る高度化融資資金の未償還残高がないもの

別表第1（第2条関係）

指定用地の区分	指定用地の名称又は指定要件
第1種指定用地	(1) 高知テクノパーク (2) 南国オフィスパーク (3) 高知西南中核工業団地 (4) 高知みなみ流通団地 (5) なんごく流通団地 (6) 高知新港企業用地 (7) 高知新港高台用地 (8) 宿毛湾港工業流通団地 (9) 高知岡豊工業団地 (10) 香南工業団地 (11) 川谷刈谷工場用地 (12) 高知中央産業団地 (13) 南国日章産業団地
第2種指定用地	次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (1) 企業が立地するための諸条件が整っており、当該用地の開発が県内産業の発展に寄与するもの (2) 既存の指定用地を拡張する場合で、当該用地において既に操業している企業が工場の用に供するために開発するもの (3) 企業が開発主体となるもののうち、知事及び当該用地が所在する市町村長との間において、あらかじめ当該開発の内容に関する協定を締結したもの
第3種指定用地	次に掲げる要件の全てに該当するもの (1) 既存用地のうち、企業立地を促進することが県内産業の発展に寄与すると認められるもの (2) 当該用地及び当該用地に存する減価償却資産に係る高度化融資資金の未償還残高がないもの

新

旧

別表第2（第5条、第6条関係）

別表第2（第3条、第4条関係）

区分		企業の指定要件 （（注）企業指定の対象業種等区分は、別表第3のとおり）
指 定 用 地	第1種指定用地 高知テクノパーク	企業指定の対象業種等区分1から3まで又は5のいずれかに該当するもの。ただし、県内企業については既に操業している企業が当該用地内で増設を行う場合を除き、共同研究を行うものに限る。
	第1種指定用地 南国オフィスパーク 高知西南中核工業団地 高知岡豊工業団地	(1) 県外企業 企業指定の対象業種等区分1から3まで又は5のいずれかに該当するもの (2) 県内企業 企業指定の対象業種等区分1又は2に該当するもの
	第2種指定用地 第3種指定用地	
	第1種指定用地 高知みなみ流通団地 なんごく流通団地	(1) 県外企業 企業指定の対象業種等区分1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、4については、用地を一括分譲で取得するものに限る。 (2) 県内企業 企業指定の対象業種等区分1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、3から5までについては、用地を一括分譲で取得するものに限る。
	第1種指定用地 香南工業団地 川谷刈谷工場用地 高知中央産業団地 南国日章産業団地	企業指定の対象業種等区分1又は2に該当するもの
	第1種指定用地 高知新港企業用地 高知新港高台用地	企業指定の対象業種等区分1、2、4、5又は8から10までのいずれかに該当するもの
	第1種指定用地 宿毛湾港工業流通団地	企業指定の対象業種等区分1、2、4又は8のいずれかに該当するもの
指定外用地	企業指定の対象業種等区分1、2、6又は7のいずれかに該当するもの	

区分		企業の指定要件 （（注）企業指定の対象業種等区分は、附表のとおり）
指 定 用 地	第1種指定用地 高知テクノパーク	企業指定の対象業種等区分1から3まで又は5のいずれかに該当するもの。ただし、県内企業については既に操業している企業が当該用地内で増設を行う場合を除き、共同研究を行うものに限る。
	第1種指定用地 南国オフィスパーク 高知西南中核工業団地 高知岡豊工業団地	(1) 県外企業 企業指定の対象業種等区分1から3まで又は5のいずれかに該当するもの (2) 県内企業 企業指定の対象業種等区分1から2までのいずれかに該当するもの
	第2種指定用地 第3種指定用地	
	第1種指定用地 高知みなみ流通団地 なんごく流通団地	(1) 県外企業 企業指定の対象業種等区分1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、4については、用地を一括分譲で取得するものに限る。 (2) 県内企業 企業指定の対象業種等区分1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、3から5までについては、用地を一括分譲で取得するものに限る。
	第1種指定用地 香南工業団地 川谷刈谷工場用地 高知中央産業団地 南国日章産業団地	企業指定の対象業種等区分1から2までのいずれかに該当するもの
	第1種指定用地 高知新港企業用地 高知新港高台用地	企業指定の対象業種等区分1、2、4、5又は8から10のいずれかに該当するもの
	第1種指定用地 宿毛湾港工業流通団地	企業指定の対象業種等区分1から2まで、4又は8のいずれかに該当するもの
指定外用地	企業指定の対象業種等区分1から2まで、6又は7のいずれかに該当するもの	

新		旧		
別表第3（企業指定の対象業種等区分）（注1）（第6条関係）		別表第2附表（企業指定の対象業種等区分）（注1）		
1 一般製造業	日本標準産業分類表の大分類E製造業に該当するものうち、下記2を除くもの	1 一般製造業	日本標準産業分類表の大分類E製造業に該当するものうち、下記2を除くもの	
2 企業立地戦略重点対象業種	(1) 地域資源活用型産業 農林水産物又は水資源を主要原材料（注2）とするものうち、当該主要原材料の仕入れに係る金額又は数量の6割以上が県内産であるもの	(1) 地域資源活用型産業 農林水産物又は水資源を主要原材料（注2）とするものうち、当該主要原材料の仕入れに係る金額又は数量の6割以上が県内産であるもの	(1) 地域資源活用型産業 農林水産物又は水資源を主要原材料（注2）とするものうち、当該主要原材料の仕入れに係る金額又は数量の6割以上が県内産であるもの	
	(2) 加工組立型産業 次のいずれかに該当するもの ア 金属製品製造業（24） イ はん用機械器具製造業（25） ウ 生産用機械器具製造業（26） エ 業務用機械器具製造業（27） オ 電子部品・デバイス・電子回路製造業（28） カ 電気機械器具製造業（29） キ 情報通信機械器具製造業（30） ク 輸送用機械器具製造業（31）	(2) 加工組立型産業 次のいずれかに該当するもの ア 金属製品製造業（24） イ はん用機械器具製造業（25） ウ 生産用機械器具製造業（26） エ 業務用機械器具製造業（27） オ 電子部品・デバイス・電子回路製造業（28） カ 電気機械器具製造業（29） キ 情報通信機械器具製造業（30） ク 輸送用機械器具製造業（31）	(2) 加工組立型産業 次のいずれかに該当するもの ア 金属製品製造業（24） イ はん用機械器具製造業（25） ウ 生産用機械器具製造業（26） エ 業務用機械器具製造業（27） オ 電子部品・デバイス・電子回路製造業（28） カ 電気機械器具製造業（29） キ 情報通信機械器具製造業（30） ク 輸送用機械器具製造業（31）	(2) 加工組立型産業 次のいずれかに該当するもの ア 金属製品製造業（24） イ はん用機械器具製造業（25） ウ 生産用機械器具製造業（26） エ 業務用機械器具製造業（27） オ 電子部品・デバイス・電子回路製造業（28） カ 電気機械器具製造業（29） キ 情報通信機械器具製造業（30） ク 輸送用機械器具製造業（31）
	(3) 素形材製造業等 次のいずれかに該当するもの ア 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（1634） イ プラスチック製造業（1635） ウ 医薬品製造業（165） エ プラスチック製品製造業（18） オ ガラス・同製品製造業（211） カ フェロアロイ製造業（2213） キ 表面処理鋼材製造業（224） ク 鉄素形材製造業（225） ケ 非鉄金属第1次製錬・精製業（231） コ 非鉄金属素形材製造業（235） サ その他の非鉄金属製造業（239） シ 新素材製造業（注3）	(3) 素形材製造業等 次のいずれかに該当するもの ア 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（1634） イ プラスチック製造業（1635） ウ 医薬品製造業（165） エ プラスチック製品製造業（18） オ ガラス・同製品製造業（211） カ フェロアロイ製造業（2213） キ 表面処理鋼材製造業（224） ク 鉄素形材製造業（225） ケ 非鉄金属第1次製錬・精製業（231） コ 非鉄金属素形材製造業（235） サ その他の非鉄金属製造業（239） シ 新素材製造業（注3）	(3) 素形材製造業等 次のいずれかに該当するもの ア 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（1634） イ プラスチック製造業（1635） ウ 医薬品製造業（165） エ プラスチック製品製造業（18） オ ガラス・同製品製造業（211） カ フェロアロイ製造業（2213） キ 表面処理鋼材製造業（224） ク 鉄素形材製造業（225） ケ 非鉄金属第1次製錬・精製業（231） コ 非鉄金属素形材製造業（235） サ その他の非鉄金属製造業（239） シ 新素材製造業（注3）	(3) 素形材製造業等 次のいずれかに該当するもの ア 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（1634） イ プラスチック製造業（1635） ウ 医薬品製造業（165） エ プラスチック製品製造業（18） オ ガラス・同製品製造業（211） カ フェロアロイ製造業（2213） キ 表面処理鋼材製造業（224） ク 鉄素形材製造業（225） ケ 非鉄金属第1次製錬・精製業（231） コ 非鉄金属素形材製造業（235） サ その他の非鉄金属製造業（239） シ 新素材製造業（注3）
	3 情報通信業・サービス業	次のいずれかに該当するもの ア ソフトウェア業（391） イ 情報処理・提供サービス業（392）のうち下記6を除くもの ウ デザイン業（7261） エ エンジニアリング業 オ 機械設計業（7431） カ 非破壊検査業（7442） キ 計量証明業（745） ク 産業用設備洗浄業（9292）	3 情報通信業・サービス業	次のいずれかに該当するもの ア ソフトウェア業（391） イ 情報処理・提供サービス業（392）のうち下記6を除くもの ウ デザイン業（7261） エ エンジニアリング業 オ 機械設計業（7431） カ 非破壊検査業（7442） キ 計量証明業（745） ク 産業用設備洗浄業（9292）

新		旧	
4 流通業等	次のいずれかに該当するもの ア 運輸業（４２～４８） イ 卸売業（５０～５５） ウ 流通加工業	4 流通業等	次のいずれかに該当するもの ア 運輸業（４２～４８） イ 卸売業（５０～５５） ウ 流通加工業
5 試験研究施設	高度な工業技術（バイオテクノロジーに係る技術を含む。）の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設（試験研究又は試作品開発と一体となる製造・加工用施設を含む。）	5 試験研究施設	高度な工業技術（バイオテクノロジーに係る技術を含む。）の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設（試験研究又は試作品開発と一体となる製造・加工用施設を含む。）
6 サテライトオフィス等	次のいずれかに該当するもの ア 知事が別に定めるバックオフィス等の業務を行うもの イ 誘致支援企業	6 サテライトオフィス等	次のいずれかに該当するもの ア 知事が別に定めるバックオフィス等の業務を行うもの イ 誘致支援企業
7 農業	次のいずれかに該当するもののうち、高度な環境制御等により野菜等植物の周年・計画生産を行うアからキに該当するもの及びその生産に密接に関連するクからコに該当するもの ア 米作以外の穀作農業（０１１２） イ 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）（０１１３） ウ 果樹作農業（０１１４） エ 花き作農業（０１１５） オ 工芸農作物農業（０１１６） カ ばれいしょ・かんしょ作農業（０１１７） キ その他の耕種農業（０１１９） ク 穀作サービス業（０１３１） ケ 野菜作・果樹作サービス業（０１３２） コ 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業（０１３３）	7 農業	次のいずれかに該当するもののうち、高度な環境制御等により野菜等植物の周年・計画生産を行うアからキに該当するもの及びその生産に密接に関連するクからコに該当するもの ア 米作以外の穀作農業（０１１２） イ 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）（０１１３） ウ 果樹作農業（０１１４） エ 花き作農業（０１１５） オ 工芸農作物農業（０１１６） カ ばれいしょ・かんしょ作農業（０１１７） キ その他の耕種農業（０１１９） ク 穀作サービス業（０１３１） ケ 野菜作・果樹作サービス業（０１３２） コ 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業（０１３３）
8 新エネルギー関連業種	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成９年政令第208号）第１条に規定するもの	8 新エネルギー関連業種	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成９年政令第208号）第１条に規定するもの
9 小売業・飲食サービス業	次のいずれかに該当するもの ア 小売業（５６～５８、６０） イ 宿泊業・飲食サービス業（７５～７７）	9 小売業・飲食サービス業	次のいずれかに該当するもの ア 小売業（５６～５８、６０） イ 宿泊業・飲食サービス業（７５～７７）
10 立地支援企業	指定用地に進出する企業の立地を支援する企業（開発事業者等）	10 立地支援企業	指定用地に進出する企業の立地を支援する企業（開発事業者等）
<p>（注１）括弧内数字は、日本標準産業分類の中分類、小分類及び細分類を表す。</p> <p>（注２）「主要原材料」 商品の重要なセールスポイントを形成する原材料をいう。</p> <p>（注３）「新素材製造業」 主として、ファイナセラムックス、ニューカーボン、ニューガラス等の無機系新素材、エンジニアリングプラスチック、機能性高分子等の有機系新素材、形状記憶合金、超伝導合金、水素吸蔵合金、アモルファス合金等の金属系新素材、繊維強化プラスチック、繊維強化金属等の複数の素材を組み合わせて高機能化した複合素材等を製造する事業所をいう（主として新素材の原料を製造する事業所を含む。）。</p>		<p>（注１）括弧内数字は、日本標準産業分類の中分類、小分類及び細分類を表す。</p> <p>（注２）「主要原材料」 商品の重要なセールスポイントを形成する原材料をいう。</p> <p>（注３）「新素材製造業」 主として、ファイナセラムックス、ニューカーボン、ニューガラス等の無機系新素材、エンジニアリングプラスチック、機能性高分子等の有機系新素材、形状記憶合金、超伝導合金、水素吸蔵合金、アモルファス合金等の金属系新素材、繊維強化プラスチック、繊維強化金属等の複数の素材を組み合わせて高機能化した複合素材等を製造する事業所をいう（主として新素材の原料を製造する事業所を含む。）。</p>	